

令和 7 年度第 1 回堺市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 議事要旨

開催日時：令和 7 年 8 月 28 日（木）9:30～11:30

開催場所：フェニーチェ堺 多目的室

出席委員：秋元委員、天野委員、鵜浦委員、大島委員、木村委員、小堀委員、西尾委員、
松端委員（会長）、嵯峨臨時委員

欠席委員：金澤委員、崎川委員、東根委員

【案件 1】生活保護に関するアンケート調査結果について （事務局より説明）

（嵯峨臨時委員）

報告にあった 8 月 5 日の利用者と直接懇談する場には、私も参加した。利用者と職員が同じテーブルに着き、テーマである「生活保護のしおり」の改善だけでなく、個別の困りごとや相談にも応じる場面が見られた。生活保護の領域で、利用者から行政へ一方的に要望するのではなく、共に議論し、改善に向けて取り組むことは、全国的に見ても非常に貴重なものであると考える。今後もこうした取組を継続してもらいたい。

アンケート調査の結果を拝見し、特に自由記述欄には率直で貴重な意見が多く寄せられていると感じた。引き続き分析を進めることだと思うが、単純集計だけでなく、クロス集計を実施すべきである。例えば、問 3-1「ケースワーカーは、あなたが困りごとや不安を感じたときに相談しやすいですか」に対して「（相談）しやすすくない」と回答した 2.1%の人々が、問 3-2「問 3 について、そう感じた理由は何ですか。」でどのような理由を挙げているのか分析してもらいたい。

今後について、広報、周知の方法においては具体的な取組が既に進められていると理解しているが、アンケート結果で明らかになった「ケースワーカーの支援のあり方」の改善について、現時点で堺市がどのような計画を立てているか、教えてもらいたい。

（事務局）

評価いただき、感謝申し上げます。今後も真摯に取り組みたいです。指摘のあったアンケート調査のクロス集計については、いただいたご意見を参考にして検討する。なお、今回のアンケート調査結果は、既に堺市のホームページで公開しており、広く市民が閲覧できるようにしている。

また、「ケースワーカーの支援のあり方」については、今回のアンケート結果を堺市の生活保護関係部署全てに共有した。この結果は、ケースワーカー向けの研修教材として活用しており、生活保護業務に関わる各職員が内容を受け止め、支援の改善に繋げていく。特に、中区における事案の検証委員会報告書を受けて、既に研修を繰り返し実施しているところである。このようにして、情報共有し、改善につなげていきたいと考えている。

（大島委員）

ケースワーカーは市の職員だと思うが、研修等は生活援護課だけでなく、区役所の他部署にも展開してもらいたい。私自身、南区役所で業務に携わっている際に、大きな声を出している市民を見かけることがある。このような場面の対応ができるよう、他部署に展開してもらえればと思う。

（天野委員）

生活保護については、役所に申請するというプロセスがあり、その過程に民生委員が関与していると認識している。今回の報告では、民生委員についての記載がない。民生委員が生活保護の申請プロセスにおいて、どのように関わっているのか伺いたい。

（事務局）

民生委員との関わりについては、日頃から保健福祉総合センターが連携している。必ずしも民生委員を通して申請する訳ではないが、民生委員に相談した上で、申請に至るというケースもある。

（天野委員）

機会があれば民生委員も関わるが、機会がなければ関与がないというように受け取れる。

民生委員は地域において信頼を置ける存在である。私も民生委員の推薦会委員をしているが、担い手不足等もあり、専門的な知識を習得していく必要性もあるだろう。

本当に困っている人は、役所に行けば必要な情報を得ることができるかもしれない。しかし、役所に行くまでの間に、正しい知識や情報を与えてくれる仕組みがうまく機能するよう検討してもらいたい。

（事務局）

民生委員の知識習得や学習の機会については、民生委員を対象として行う研修や民生委員に提供される冊子への情報掲載を通じて確保している。今後もこの取組は継続していく。

（松端委員・会長）

民生委員は、昭和 7 年の救護法、昭和 21 年の旧生活保護法においては実務を担う立場であった。昭和 25 年からの現行の生活保護法では協力機関として位置づけられ、実施機関に協力することになっている。一方で、民生委員の業務が増え、多くの期待が寄せられている。生活保護に加え、高齢者、障害者、子どもなど、幅広い分野を扱う必要がある。そういった側面も影響し、全国的に充足率は低下している。

民生委員はそもそもボランティアな活動であり、住民の立場で市民生活を支える活動というものである。

今回のアンケート調査は、ケースワーカーについての調査であり、民生委員は取り上げられていなかったということである。民生委員は、既に非常に努力されていると認識している。

（小堀委員）

今回の生活保護受給者との懇談会が中区役所で実施されたことは、極めて意義深いと考える。しかし、アンケート結果の「丁寧に説明してくれる」という評価を、肯定的に受け取るべきかについては疑問が残る。説明等が不十分な職員も少なからずいるため、その他の職員について特に丁寧さを感じているのかもしれない。

この点に関して、堺市上下水道局で発生した事案の際、職員全員にアンケート調査を実施した事例がある。今回アンケート対象となった生活保護の利用者は限定的であり、当時者団体も少ない現状では、全ての意見を網羅的に聴取することは難しいと考える。しかし、今回の中区の案件は非常に重く、上下水道局の事例に匹敵するものである。したがって、全ケースワーカーを対象としたアンケート調査などを実施すべきではないかと考える。上下水道局の事例では、アンケートに「若手職員が上司に見て見ぬふりをされた」という意見があった。このような意見が出てきたというのは、組織が機能していないことの証明である。それがどのように改善されていくかは今後注視する必要がある。上司に話をゆっくり聞いてもらえないという意見の背景には、担当件数の多さや

個々の資質の問題なのかを検証した上で適切な対応策を講じてもらいたい。

（松端委員・会長）

生活保護受給者を対象にしたアンケート調査は珍しい。小堀委員の意見は、もっと幅広く聞くべきということか。

（小堀委員）

幅広く対象にしてほしいが、実際は難しいとは思う。調査票を送っても回答してもらえる方は少ないと思われる。また、ホームページ等に掲載している情報であっても見てもらえないことが少なくないなど、情報を取りに行くのは難しい時代になっている。そのため、生活保護利用者に対しての取組は最大限やっていると思う。

一方で、ケースワーカーを対象にした調査はもっとできるのではないかと考える。上下水道局の事案における調査では、匿名性を担保したことにより、職員から率直な意見が挙がっていた。生活保護に関する中区の案件についても、もっと究明すべき事案ではないかと思う。

（事務局）

中区の事案発生以来、職員に対する人権研修等を強化してきた。今後も継続する。この取組の中でアンケート調査を実施し、意見を踏まえた上で改善してきた。また、委員の指摘のとおり、生活保護受給者だけでなく、受給者に関わるケースワーカーが働きやすい環境を整備することも必要である。今回の事案を受けて、本日の助言やこれまでの反省点を踏まえ、今後の課題として改善に努めていきたい。

（松端委員・会長）

ケースワーカーに直接意見を聞けば、多くの課題が明らかになるだろう。そもそも一人あたりの担当ケース数は標準では 80 ケースとされているが、実際には 100 ケース程度担当しているのが現状である。近隣市では、一人平均 100 ケース以上、場合によっては 180～190 ケースを担当していると聞く。このような状況では、丁寧な対応は物理的に難しくなる。したがって、人員配置と業務内容の見直しに加え、指揮命令系統が機能するような組織としてのガバナンスを確立するなど、解決すべき課題は多く存在する。

（小堀委員）

上下水道局で実施されたアンケート調査の報告書には、赤裸々な意見が多数記載されていた。公共工事において現場の職員が不当要求を受けているが、上司が対応を避ける、見て見ぬふりをする姿勢を示した結果、やむを得ず多少の譲歩をせざるを得なかったといった意見も報告されていた。また、何時間も電話対応を強いられるようなケースにおいて、上司がフォローしていないといった事案もあったと推測される。

ケースワーカーについても、丁寧に対応している職員もいれば、そうでない職員がいるかもしれない。現場の職員にしか分からない問題があるはずなので、しっかりと対応してもらいたい。

（事務局）

ケースワーカー向けの研修には全員参加の研修もあるので、その中で職員の声を拾えるよう今後も検討していきたい。

委員からの指摘のとおり生活保護受給者向けのアンケート調査については、全員を対象とすることは難しいため、今回は抽出した 1,000 人を対象に実施した。今後も継続して実施する予定である。生活保護では利用

者と支援者の間に権力勾配が存在する側面もあるため、より安心して意見を出してもらえるような工夫についても考えていきたい。

（松端委員・会長）

職員が孤立すると様々な問題が起こるため、組織として対応する体制を構築することが重要である。

生活保護受給者は一人の市民であるにもかかわらず、特別な存在として見られがちである。生活困窮者自立支援法が制定された 2013 年には保護費が減額された。生活困窮者自立支援法は、生活保護に至る前の経済的困窮者や社会的孤立を抱える人々が社会復帰するために、地域福祉の取組で支援しようというものである。これは地域福祉が担うものとして議論されてきた。その一方で、保護費が減額され、自殺者が出たにもかかわらず、十分に議論されず、生活の根底を支えるセーフティネットが崩れてきた。生活保護受給者を特別視するのではなく、一人の市民として当たり前の生活を保障する枠組みとして理解する必要があると考える。

【案件 2】第 5 次堺市地域福祉計画／第 7 次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画「堺あったかぬくもりプラン 5」骨子（案）について

（事務局より説明）

（松端委員・会長）

堺市の現状を見ると、人口減少が進んでいる。隣接している大阪市が人口を維持しているのに対し、堺市では減少しており、一方で外国人は増加している。加えて、出生数の減少は大きな課題である。子どもを産み育てやすいまちづくりが求められる。また、一人暮らしの高齢者が増えることも、環境面で厳しい状況だと認識している。

（小堀委員）

懇話会で示された「高齢者の居場所づくりは支える側の高齢化により維持が困難になってきている。次期計画の最終年度（令和 13 年）には、担い手の状況が大きく変化することを見据えた支援モデルの提示が必要ではないか。」という意見は、非常に示唆に富んでいる。

基本目標 2（多様な人や組織の参加と協働により“ともに暮らすまち”が実現できている）を達成できなければ、基本目標 4（災害時にも安心で、支え合う仕組みができていく）は達成できないと考える。基本目標 2 の達成にあたっては、懇話会の意見や重点施策案だけでは、まだイメージがしづらいのが実情である。「③有償やコミュニティビジネスの視点を含めた活動の推進」が記載されているが、実行が伴わなければ意味がない。ケースワーカーの充実など何の施策を実施するのにもお金がかかるが、ヒトとカネを投入し、積極的にアウトリーチする体制を構築すべきである。

全市に広げることが難しいのであれば、まずは特定の行政区を選んで実施することも 1 つの方法である。例えば、名張市ではリンクワーカーという取組が展開されているが、その前から「まちの保健室」を各日常生活圏域に配置する取組を実施していた。このような取組は正規職員が担当すべきだと考えているが、名張市でも財源の問題から会計年度任用職員を起用している実情もある。

状況が変化しているにもかかわらず、計画が同じトーンで書かれていることに疑問を感じる。令和 13 年を見据えると、自分たちが無関係だと思っはならない。PTA 活動でも世代間の認識の差を強く感じるように、ボランティア活動に対する認識も変化している。そのため、「公」がどのように関与すべきか、そのあり方も含めて議論すべきであり、必要であれば専門家が議論する場の設置も必要と考える。

前計画から関わっているが、このままで本当に目標を達成できるのか、非常に懸念している。

（事務局）

懇話会で指摘を受けた高齢者の居場所の担い手の高齢化については、高齢者に関する審議会などでも意見をもらっている。名張市の保健室のような取組についても、以前から小堀委員より意見をもらっているところである。

これまでは 2025 年に団塊の世代が全て後期高齢者となることを見据えて取り組んできたが、今後は団塊ジュニアが高齢者となる 2040 年を見据え、真摯に話し合うことが必要だと考えている。

アウトリーチに関しては、地域包括支援センターや様々な相談機関があるので、今後は市民だけではなく、様々な専門機関を含めた場づくりを検討する必要があると考えている。

（小堀委員）

ぜひ検討してもらいたい。厚生労働省の職員から、「地域包括ケアシステムの制度設計までは国の主導で進めたが、今後の人口減少の状況は自治体ごとに異なる。良い事例があればどんどん紹介するが、対策等は地域で考えてほしい」と聞いている。つまり、自治体が自主的に行動することが求められている。我々も地域が立ち行かなくなるのを待っているだけではいけないので、抜本的に新しい方法を考える必要がある。失敗しても当然だと考えてよいと思う。せっかく行政区という単位があるのだから、試験的に取り組んでほしい。市長も誰一人取り残さないとよく発言している。現状の取組の延長線上で考えていては、将来的に困難な状況に直面すると危惧している。

（鵜浦委員）

重点施策 4 の権利擁護支援の充実強化について質問する。資料 2 の 13 ページの項目 1 における、①中核機関である権利擁護サポートセンターの機能の強化と、③成年後見制度の関連法改正に対応した支援体制の構築について、より具体的な考えを聞かせてもらいたい。

（事務局）

本計画は骨子案の段階であるため、もし意見などあればいただきたい。重点施策 4 の①地域連携ネットワークの機能強化に関しては、令和 2 年 3 月から権利擁護サポートセンターを中核機関と位置づけ、取組を進めている。権利擁護サポートセンター以外では、相談機関として地域包括支援センター、施設、病院、行政機関、民生委員などと地域連携を進め、支援者を支える仕組みを構築しているが、次期計画ではより連携を深め、誰も取り残さないように機能強化したい。「多機関による支援体制の充実」と記載しているように、多機関が縦割りになりがちであるため、今以上に円滑に運用できるような仕組みづくりが必要だと考えている。

また、③については、民法改正により成年後見制度が数十年ぶりに大きく見直される予定である。次期計画策定のタイミングと法改正のタイミングが重なるため、どこまで反映できるかはわからないが、法改正に連動して柔軟に対応できる体制づくりを考えている。「（１）包括的な権利擁護支援体制の構築、地域連携ネットワークの機能強化」は仕組みをつくるというハード面、「（２）総合的な権利擁護支援の推進」はソフト事業の展開をイメージしており、ハードとソフトの両面での仕組みづくりが必要だと考えている。そのため「①地域連携ネットワークの機能強化（多機関による支援体制の充実）」や「③成年後見制度の関連法改正に対応した支援体制の構築」を（１）に位置づけた。

（鵜浦委員）

地域連携ネットワークの機能強化として、各相談機関と連携するという取組は、成年後見制度が必要な人を制度利用につながるようにするためだと認識している。実際に利用者が 39%増加するなど、取組の成果は出ていると思う。

成年後見制度の改正により、制度の利用につなげることがゴールではなく、終了を見据える必要が出てくる。保護する必要がなくなれば、成年後見制度を使わないという仕組みになると予想される。成年後見制度はあくまでも 1 つの手段であり、判断能力の支援が必要な人をどう支援するかという広い観点が非常に重要となる。円滑に制度利用につなげることも重要だが、利用開始後、利用終了後も、その人の意思決定支援をどうするかなど重層的な支援となる。そのため、「（2）総合的な権利擁護支援の推進」が非常に重要な取組となる。

この取組を進めるには、現場の意識を変える必要がある。現場のケアマネジャーなどがようやく成年後見制度を理解し、活用を検討し始める段階になったが、法改正により制度で最後まで支援するわけではなく、地域で支援する仕組みになると思われる。地域の人たちでこのような問題に対応することが重要になる。非常に難しいことが要求されるが、ぜひ取り組んでもらいたい。

また、権利擁護の担い手として市民後見人が期待されている。養成講座の受講者が増えていることは良いことだが、実際に依頼する際には断られるケースも非常に多く、難しい面がある。新しい日常生活自立支援事業においては身寄りのない高齢者に対応することになるが、堺市においては単身高齢者が増加していることを踏まえ、重点施策 4 での取組が求められる。人や予算の確保を含めた取組をお願いしたい。

（松端委員・会長）

成年後見制度の改正についてどのように考えているか。

（鵜浦委員）

本人の立場からすると制約がなくなり、成年後見制度は本当に必要な部分のみをサポートする仕組みになる。現在は支援者が成年後見制度や日常生活自立支援事業を活用する際には、利用者の金銭の使い方を正すなど、指導的なスタンスになりがちである。

（松端委員・会長）

本人の立場に立つ必要がある。

（鵜浦委員）

そのような側面に対応するためにも制度改正される。金銭管理は難しい面があり、実際に管理が必要な場面もある。権利擁護の仕組みが権利侵害のような形で使われてしまう可能性がある。

（松端委員・会長）

そのため、地域で支えるということになるということか。

（鵜浦委員）

そのとおりである。極力本人の意思を尊重する形で支援する必要がある。代理ではなく、本人が決めることをどう支えるか。

(松端委員・会長)

そのために本人を支える幅広いネットワークが必要である。ただ、支援者も大変である。

(鵜浦委員)

そのとおりである。それを現場の人たちがどのように作っていくかが課題である。

(松端委員・会長)

ソーシャルワーカーの地域での役割が大きくなる。現状は非常に難しいものであると認識している。小堀委員の指摘にもあったとおり、堺市では各校区に校区福祉委員会があり、各地域に民生委員を組織され、さらに元々の地縁組織も存在し、これらは地域福祉を推進していく上で大きな基盤であった。しかし、その状況はだんだん厳しくなっている。この 30 年、地域づくりの推進を謳っていたが、実際には自治会加入率の低下や民生委員の減少が続いている。これまで漠然と推進してきた地域活動というのは、地縁ベースの活動が元になっていた。しかし、例えば高齢者の居場所づくりについて現在は盛んであるが、今後 5、6 年後には支える側も大変になるだろう。そのため、同じことを繰り返しても立ち行かなくなるであろう。したがって、もう 1 度仕組みを作り直す必要がある。その意味では、社協計画案に盛り込まれているように地域を基盤としたソーシャルワークがどのようにして専門職として関わるかという部分もあるので、新しい仕組みをきちんと考える必要がある。これまでの前例踏襲で微調整しながら更新していくということでは、きっと立ち行かなくなるだろう。

(大島委員)

校区福祉委員会の活動に社協職員が積極的に関わってもらえるようになってきた。積極的に関わってもらえるので、大変な仕事量なのではないかと思うほどである。社協の人員を増やすなどして、1 人あたりの担当数を減らし、もっとゆとりを持って見守ってもらえればと思う。現状ではいくつも担当しているので、1 時間程度活動に参加して、早々に次の地域に移動しなければいけない現状がある。

(松端委員・会長)

様々な地区を回る必要があり、多忙なため、あまり長居されないのか。

(大島委員)

そのような印象である。時間に余裕をもって参加し、ゆっくりと見学してもらいたい。そのため、人数を増やしてもらえればと思う。

(松端委員・会長)

各日常生活圏域に配置されてはいるが、さらに増員という意見か。

(大島委員)

増員を希望する。社協職員は様々な場に顔を出し、多くの仕事を担っている。その点は市の職員にも認識してもらいたい。

(松端委員・会長)

これまで地域活動の運営は住民主体であったが、担い手の状況が厳しくなっていることから、社協としては校

区福祉委員会の運営のサポートとして関わっているのだと思う。

（大島委員）

運営の補助という面もあると思うが、地域の様子を把握しに来ている面もある。

（松端委員・会長）

運営のサポートという面と、参加者の見守りに来ているという面があるのだと思う。

（大島委員）

社協職員に来てもらって、住民がわからないことをその場で答えてもらえるため、非常に助かっている。

（木村委員）

社協の取組を評価いただき、感謝申し上げます。社協では、区事務所を中心に市と連携して、業務に励んでいる。社協も計画策定の当事者として、この取組を進めていきたい。

小堀委員の指摘のように、PDCA サイクルで現行計画をしっかりとチェックし、その前段階のリサーチを通じて現状を把握する必要がある。その中で、民法改正において成年後見制度は重要なテーマであり、私たちにも関わることなので、積極的に情報収集を行い、次期計画に盛り込みたい。

（西尾委員）

皆様の意見は大変勉強になった。堺市更生保護女性会でもこの数日間に更生保護施設への支援や矯正施設での取組を話し合う機会があった。昨年 11 月に成立した「再犯防止及び更生支援の推進に関する連携協定」には、私たちも参加しており、大きな刺激を受けた。これまでは、明るい社会を夢見て、登下校時のこどもたちへの挨拶をするなどの取組を行っていたが、この協定のおかげで、未来に明るい希望が見えるようになった。この協定は全国に先駆けて結ばれたものであり、行政や関係者の皆様に深く感謝している。しかし、その意義に対する理解が会員にはまだ薄いと感じ、勉強会でその点を伝えてきた。

11 月には更生保護女性会の結成 60 周年記念式典を予定しており、これまでの活動についての紹介記念誌を作成する。本日、皆様から貴重な意見をもらい、頭が下がる思いである。この学びを活かし、今後の活動の道しるべとなるよう、理論立てた活動報告や、今後の取組を精査していきたい。

今日の皆様のご意見の一つひとつが勉強になり、全てが非常に重要なことだと思う。これを大事にして、今後の活動を進めたい。少年鑑別所で行ったお茶体験では、一つひとつの動作に素晴らしいものを感じた。例えば、少年たちから突然「お母さんを思い出した」、「おばあちゃんに会いたくなった」という言葉が聞かれた。お茶体験を通じて少年たちが何を感じ、何を理解してくれたのかについて実感できたということを、堺市更生保護女性会の会員から報告を受けた。私たちは、3 つの施設で生け花などの活動も行っているが、皆様からいただいた刺激のおかげだと思うので、感謝する。

（松端委員・会長）

こどもたちの心が動いたということだと思う。

【案件 3】次期計画の重点施策に係る取組イメージ等について

（事務局より説明）

(天野委員)

福祉は地域全体に関わるべきものであり、私たち自治連合会は、自治会を中心に活動している。堺市の自治会加入率は 50%を下回り、現在 48%と危機的な状況にある。これでは、我々が地域の住民の半分しか把握できないことになる。

福祉は全ての住民を網羅する必要があるが、社協職員や行政職員の数だけでそれを徹底するのは難しく、多くの費用がかかるので、様々なことを考慮する必要がある。計画自体は立派でも、それが本当に実行可能であるか、再考する必要があるのではないかな。

次に、様々なデータが示されている中で、人口減少や身体障害者手帳所持者数の減少などが紹介されていたが、その要因を教えてほしい。また、大阪市では人口があまり減少していないにもかかわらず、堺市では減少している。これは堺市に何か特徴があるのではないかな。単にデータを並べるだけでなく、これらの背景にある堺市独自の特徴を掴んだ上で対策を講じる必要があると考える。

(松端委員・会長)

自治会加入率が 48%というのは厳しい状況である。自治会を介して何かをしようとしても、人口の半分以下にしか届かない。

また、人口減少について、大阪市が横ばいであるのに対し、堺市は減少し、神戸市も同じ状況である。大阪市内に人口が集中しており、堺市から大阪市内に人口が流出していることも要因の一つだと考える。

(事務局)

骨子案の段階のため、本編の段階ではデータから見た課題及び分析を記載したいと考えている。

(小堀委員)

このロジックモデルは正しいものなのか意見を聞きたい。アウトプット、アウトカムを掲載されているが、インプットが掲載されていないように思われる。

(事務局)

インプットも記載すべきだとは認識している。これまでは、このような形でロジックツリーなどを示していなかったため、懇話会などの議論において計画の評価は難しいという指摘を受けており、事務局としても同様の課題を感じていた。そのため、今回は構成員から意見をもらうために、イメージ案を示したところである。インプットとして何を設定すべきか、今後検討していきたい。

(小堀委員)

今回のイメージ案は、インプットを意図して記載していないのではなく、記載できなかったのではないかと推測する。例えば「全ての人のために相談窓口が身近なものになっている」を達成するには、予算と人員が必要であることは明白である。その点を記載しなければ、アウトカムの達成などは難しいのではないかな。社協が区事務所を設置してから 20 年以上が経過した間にも、状況が大きく変化していることを踏まえると、各校区や日常生活圏域などにも事務所などの設置が必要かもしれないが、それを実現するには予算が必要である。その点を示さなければ、ロジックモデルを示したとしても、実現が難しいのではないかな。

この点を考えると、計画を策定し、予算要求し、財政課による査定をするという仕組み自体が時代に合っ

いないのかもしれない。また、計画策定時には議会への報告も必要であるため、計画案を作成した上で報告し、審議を行った後に成立した計画に対して予算措置を講じるということになる。インプットにあたる予算は、事務局である行政が決められるものではないため、記載しようと思っても記載できないかもしれない。とはいえ、その点をしっかりと考える必要がある。

（松端委員・会長）

アウトプットは今後実施することであり、アウトカムはその結果をイメージしたものである。インプットの部分は財政が厳しい中でやりくりしないといけないので、苦肉の策だと思う。ロジックモデルについては、政策を体系立てて、わかりやすくイメージし、何を実施しその結果どうなるのかを見える化したものであると捉えた。

確かに施策を考える際にはインプットも本来は考えないといけない。しかし、これは地域福祉に限らず社会全体に言えることだが、施策の成果をしっかりと検証するサイクルが機能していない。例えば、少子化対策の施策は打たれてきたが、人口減少が続く出生率が下がっているなど、何の効果もあげていないのではないか。地域活性化、地方創生、市町村合併など、多くの施策が実施されてきたが、成果をしっかりと評価せず、悪かったところも見直さず、惰性で繰り返されているのが現状である。堺市だけではなく、日本全体が堺市を起点に画期的に変わればよいと思う。その意味では小堀委員の役割は重要であり、議会でも議論してほしい。

堺市は美原町と合併して 20 年になるが、堺市社協が各区に区事務所を設置する方式をとっている。一方、大阪市では各区の区社協が独立の社会福祉法人である。神戸市ではもともと各区の区社協が独立した社会福祉法人であったが、今年の 4 月から堺市と同様に神戸市全体の社協のもとに区事務所を置くモデルに転換した。その意味では、堺市の社協の方式は、先見の明があったのかもしれない。大阪市を例に組織を細分化してガバナンスを機能させる方式もあるが、市全体の社協に区事務所を置く方式は、全体で効率よく機能させる意味でよいと思う。そのような利点を活かすことを考える必要がある。自治体加入率が低下している影響を考えると、住民が何か取組をすることも重要だが、行政、社協、そして専門職がどう支えるかが重要である。住民任せではうまくいかないと考える。財源は議会で確保してもらう必要がある。

（小堀委員）

我々が行う議論も重要だが、国家予算の編成においては、骨太の方針に盛り込まれるかどうか非常に重要である。

厚生労働省は以前と比べて、「教えてください」というスタンスに変わってきていると感じる。国は現場を所掌していないので、現状を伝えることが重要である。堺市は 20 年前に政令指定都市に移行し、都道府県を介さずに国と直接やりとりできるので、これは大きな強みである。

堺市は多くの国会議員を輩出しており、例えば道路部局は積極的に陳情を行っている。福祉部局も同様に働きかけるべきである。骨太の方針に盛り込まれるだけで、対応は大きく変わってくる。国会議員は地域の行事に参加して持っているが、地域の実情を伝える機会はなかなかない。そのため、国への積極的な働きかけを検討してもらいたい。

（松端委員・会長）

道路整備のような事業は利益構造が明確であるため、陳情しやすい側面がある。しかし、福祉は費用がかかるだけで利益にならないと見なされがちである。しかし、これは誤った考え方である。福祉は市民生活の基本であり、福祉が機能しなければ市民生活は成立せず、社会が機能しなくなる。そのため、発想を転換し、市民生活をしっかりと支えることができ初めて経済が回ると考える必要があるのではないか。生活が困窮すればするほど、

他者や社会のことを考えなくなり、自暴自棄になってしまいがちである。自暴自棄になれば、支えてくれる人もいなくなってしまう。市民の生活をしっかりと支えることは、社会全体の安定につながるという発想がなければ、日本社会全体において、福祉はお金がかかる余計なものだとみなされてしまう。

北欧における福祉には「生活」が根底にあり、国民、市民を支えるための施策がある。それは福祉に限らない考え方であるため、福祉国家として安定している。市民生活をしっかりと支えるという考え方に社会が変わらなければ、福祉はおまけのようなもので、お金がかかって大変だと考えられてしまう。国民負担率という考え方をしているのではない。国民負担率は財務省が示している日本独自の指標であり、国際的なものではない。日本では社会保障は負担や余計なものとして捉えられる傾向があるが、本来社会保障は市民生活を支える基盤である。

（大島委員）

私の個人的な見解かもしれないが、堺市の総人口が減少している点について意見を述べたい。私の息子も、堺市に住むことを希望していたが、家賃が高いという理由で隣接する大阪狭山市に移住してしまった。周囲の方々が、堺市以外の南部の方の家賃が安い地域に移住したという話を耳にした。この家賃の問題が、堺市から人口が流出する一因となっているのではないか。

（松端委員・会長）

市民生活を考える上で、家賃は非常に重要な要素である。近隣市では大阪狭山市は人気がある。

（大島委員）

大阪狭山市には若い人が多く住んでいる。これを見習い、堺市も若い人を取り込めるようにすればよいと考える。

（松端委員・会長）

堺市にも空き家が一定数存在するため、これらをリフォームし、若い世代が住みやすい住宅として提供することも考えられる。堺市からの移住先を分析すれば、大阪狭山市や家賃の安い地域に移住していることがわかるであろう。地域福祉は市民生活を支えるものであり、福祉の支援だけを考えていてもうまくいかないので、幅広く考える必要がある。

以上